

平成 29 年 第 1 回 定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 29 年 1 月 31 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成 29 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○開会及び開議の宣告	4
○広域連合長のあいさつ	4
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
高 橋 昭 彦 議 員	5
戸 沢 弘 征 議 員	9
藤 岡 智 明 議 員	11
○同意第 1 号の上程、説明、採決	13
○承認第 1 号の上程、説明、採決	14
○議案第 1 号～議案第 6 号の一括上程、説明、採決	15
○議案第 7 号の上程、説明、採決	17
○議案第 8 号～議案第 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉会の宣告	24
○会議録署名	25
○議決結果	27
○議席表	28

平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年1月31日 午後1時58分開議

出席議員（29名）

1番	押田まり子	2番	土屋 準
3番	白石英行	5番	坂下 修
6番	山本香代子	7番	本多健信
8番	岸田哲治	9番	高橋昭彦
10番	木村正義	11番	高橋 ちあき
13番	木下 広	14番	やまだ 加奈子
15番	小林公彦	16番	高山 のぶゆき
17番	安西俊一	18番	鈴木基司
19番	佐藤寿宏	20番	深澤達也
21番	栗原健治	22番	小山 進
23番	小野寺淳	24番	稲垣米子
25番	井上耕志	26番	荒井 健
27番	橋本弘山	28番	戸沢弘征
29番	藤岡智明	30番	東 亨
31番	土屋 博		

欠席議員（2名）

4番	太田雅久	12番	小泉 やすお
----	------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西川 太一郎	副広域連合長	坂本 健
副広域連合長	河村 文夫	副広域連合長	三ッ木 晴雄
総務部長	白石 淳	保険部長	楢島 章夫
総務課長	古橋 豊	企画調整課長	高野 祐子
管理課長	近藤 喜一郎	保険課長	後藤 邦正
会計管理者	山本 英一	代表監査委員	柏崎 裕紀

監査委員書記
(副参事)

古 橋

豊

選挙管理委員
会書記長

高 野 祐 子

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	古 橋	豊	書 記 長	昌 徳
書 記	佐々木	均	書 記	白 石 剛 大
書 記	藤 田 七 星			

議事日程 第1号

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会期の決定について |
| 第 2 | | 一般質問 |
| 第 3 | 同意第 1 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について |
| 第 4 | 承認第 1 号 | 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について |
| 第 5 | 議案第 1 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 2 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 3 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 4 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 5 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 6 号 | 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 7 号 | 平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第 8 号 | 平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第13 | 議案第 9 号 | 平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時58分 開会

○小林議長 ただいまから、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は、29名です。

欠席の通告は、太田雅久議員、小泉やすお議員の2名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づきまして、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたのでご報告いたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長 広域連合長の西川でございます。

第1回定例会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、先生方には大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新しい年を迎え、はや1か月が経過しようとしておりますが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、当広域連合の運営につきましては、日ごろからご理解とご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、このたびの国における医療保険制度の見直しのうち、後期高齢者医療制度に係わる見直しにつきましては、後ほどご質問もございますが、ご案内のとおり保険料軽減特例の見直し、高額療養費制度の見直し、入院時生活療養費の見直し等が行われることになりました。制度の持続性や負担の公平を図るためとは言え、対象となる被保険者の皆様にとりましては、保険料負担に影響が生ずる内容となっておりますが、私ども広域連合といたしまして、143万人にも達している被保険者の皆様が、引き続き安心して医療を受けられるよう適切に対応してまいる所存でございます。議員皆様の深いご理解、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。

本日の定例会では、人事案件1件、専決処分報告及びご承認をいただく件が1件、条例改正6件、平成28年度補正予算案、また、平成29年度予算案を提案させていただいております。

平成29年度予算案につきましては、一般会計46億2,342万8,000円、特別会計1兆3,113億8,612万1,000円となっております。

なお、専決処分案件の職員の給与に関する条例改正につきましては、年内に差額支給を行うため、緊急を要したことにより、やむなく行ったものでございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○小林議長 ありがとうございます。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、木下広議員、及び井上耕志議員をご指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○古橋書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

- 1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。
- 2、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第1号）でございます。
- 3、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表でございます。
- 4、平成28年10月分から12月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上4件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

報告は、以上でございます。

○小林議長 これより、本日、お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○小林議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。発言を許可いたします。

9番、高橋昭彦議員。

○高橋（昭）議員 それでは、発言通告に基づきまして、質問させていただきます。

平成29年第1回定例会に当たりまして、2点についてご質問させていただきます。

医療保険制度については、急速に高齢化が進む中で、将来に向けて持続可能な制度としていくために、経済財政運営と改革の基本方針2015、また医療保険制度改革骨子などに基づきまして、国の社会

保障審議会、医療保険部会において議論が行われてきたと思っております。

こうした議論を踏まえて、後期高齢者医療制度に関しましては、高額療養費制度や保険料軽減特例措置など幾つかの見直しが行われたことになりました。

国において見直しの内容などを反映した平成29年度の5兆円を超える後期高齢者医療制度関係予算案が先月閣議決定されております。後期高齢者医療制度については、高齢化の進行に伴いまして、毎年医療費の増加が避けられない状況にあります。広域連合では、平成29年度当初予算案として前年度に比較しますと5.5%増の総額で、1兆3,100億円を超える額が計上されております。

厳しい状況の中、東京都広域連合においては、高齢者が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくことが強く求められておりまして、適切な財政運営がさらに重要となっていると考えております。

こうした基本的認識を踏まえまして、大きく次の2点について質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、平成29年度予算の編成に当たっては、広域連合はどのような方針で臨んだのか。こうした予算編成の方針のもとに作成された平成29年度予算に盛り込んだ重点的な取組についてもあわせてお伺いさせていただきたいと思えます。

また、今後増加が見込まれる医療給付費については、平成29年度予算においては、どのように見込まれたのか。最近における医療給付費の動向と併せてお伺いをしたいと思えます。

2つ目には、国の保険料軽減特例見直しについてお伺いしたいと思えます。

冒頭に少し触れさせていただきましたけれども、軽減特例の見直しについては平成29年度から行われることになりました。低所得者に係わる均等割9割とか8.5割の軽減特例が当面維持されることとなったのは朗報でありますけれども、被保険者によっては負担増となる方もあって、心配をされている方も多いのではないかと思います。

そこで、まず国の見直しの内容とその影響についてお伺いさせていただきます。また、東京都広域連合においては、国の軽減特例に上乘せをする形で、独自の軽減措置を行っていらっしゃるのか。このたびの国の見直しを受けて、独自軽減措置についてはどのような取扱いとするのかについてもお伺いをさせていただきたいと思えます。

以上、答弁をお願いしたいと思います。

○小林議長　それでは答弁を求めます。

西川広域連合長。

○西川広域連合長　高橋先生のご質問のうち、平成29年度予算編成に関するご質問に答弁を申し上げます。

平成29年度予算編成に当たりましては、第一に歳入を確保するための財源の的確な把握に努めまるとともに、医療給付費や被保険者数を精緻に推計いたしますこと。事務事業全てについてしっかり見

直しを行い、無駄を省くこと。第二に国の制度改正の動向を注視いたしまして、東京都や区市町村との緊密な連携協力のもと、医療給付費の適正な執行と医療費適正化事業の推進により、保険財政の安定・強化を図ることを指示いたしました。

こうした基本方針のもと編成をしました平成29年度予算は、一般会計につきましては、レセプト件数の増、医療費適正化事業の拡充によりまして対前年度比4.2%増の46億2,342万8,000円といたしました。

また、特別会計につきましては、被保険者数の増や一人当たりの医療給付費の伸びによります医療給付費の増加等によりまして、対前年度比5.5%増の1兆3,113億8,612万1,000円といたしました。

申し上げるまでもなく、後期高齢者医療制度を持続可能な医療保険制度として維持してまいりますためには、増大する高齢者人口とそれを支える現役世代の人口減少をしっかりと見据えて、いかにして医療給付費の伸びを押さえていくか、抑制していくかということが私どもに課せられた大きな課題でございます。

このため、平成29年度予算におきましても、これまでの医療費適正化への取組を一層推進する必要があります。まず、ジェネリック医薬品差額通知事業につきましては、医療給付費の縮減とともに、患者負担の軽減にもつながる重点的な取組といたしまして、新年度は通知件数を50万件から55万件に拡充して取り組んでまいります。

また、新年度は生活習慣病の早期発見により重症化の予防や健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康診査受診勧奨事業、医療機関受診勧奨事業を新規事業として実施するなど、医療費の適正化に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

なお、その他のご質問については、担当部長から答弁をいたします。

○小林議長 保険部長。

○桧島保険部長 それでは、私のほうから、まず医療給付費の動向及び平成29年度予算案についてのご質問にお答えいたします。

医療給付費につきましては、被保険者数の増と一人当たり医療給付費の増によりまして、制度発足以来、概ね4%台から7%台の伸びで増加傾向にあります。今年度においても12月支出分までの医療給付費の実績から5%台の増が見込まれるところであります。

この状況を踏まえ、平成29年度当初予算案におきましては、一人当たり医療給付費の伸び率を保険料率算定時の1.56%から1.62%に上方修正し、88万3,928円といたしました。

また、平均被保険者数についても実績をもとに保険料率算定時から1万1,000人増の146万5,000人といたしました。

この結果、平成29年度当初予算案における医療給付費は、保険料率算定時に見込んだ1兆2,786億

8,249万6,000円より162億7,000万円増の1兆2,949億5,452万円としたところでございます。対前年度当初予算における医療給付費との比較では、705億4,929万6,000円、約5.76%の増となっております。今後も医療給付費の動向について注視してまいります。

次に、保険料軽減特例の見直しに伴う影響とその対応についてお答えいたします。

保険料軽減特例は、後期高齢者医療の制度施行に当たり、激変緩和措置として平成20年度以降、国により実施されてきたものでございますが、制度の持続性を高めるため、段階的に見直しが行われることになりました。見直しの内容は、まず所得の低い被保険者に対する均等割額の軽減については据え置きとし、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせ見直すこととされました。

次に、所得金額58万円以下の被保険者の所得割額の5割軽減措置については、平成29年度は2割軽減とし、平成30年度に政令本則のとおり軽減なしとされました。

また、被用者保険の被扶養者であった被保険者、いわゆる元被扶養者に対する所得割については当面は賦課をせず、賦課開始時期を引き続き検討することとし、均等割額の9割軽減措置について、平成29年度に7割軽減に、30年度に5割軽減に、31年度に政令本則のとおり軽減なしとされました。

平成29年度の見直しによる影響につきましては、対象者は低所得者の所得割額の見直しでは約14億7,000人であり、元被扶養者の均等割額の見直しでは、約7万7,000人であります。また、影響額につきましては合わせて約14億円を見込んでおります。

続きまして、都広域連合の独自軽減措置の取扱いについてお答えいたします。

都広域連合では、低所得者に対する所得割額について、国の50%軽減にさらに所得に応じ50%又は25%を上乗せし、100%又は75%の軽減を実施しております。このたびの国の軽減特例の見直しに伴い、平成29年度以降の都独自軽減の取扱いについて、区市町村に対して意向調査を実施いたしました。

この意向調査の結果でございますが、都独自軽減の継続を希望する団体が6割を超え、最も多くなりました。今後この結果を踏まえ、2月開催の協議会幹事会及び協議会において平成29年度以降の独自軽減の取扱いについて、協議、決定をしていただくことを予定いたしております。

以上でございます。

○小林議長 高橋昭彦議員。

○高橋（昭）議員 ご答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきたいと思います。

今、お話がありました軽減特例の見直しについて、一部の被保険者には保険料が上がるなど影響も大きいことが懸念されております。混乱が生じないように、今回の制度の見直しに関して十分な周知が必要だというふうに思っております。

当広域連合としては、どのような取組を考えているのかお伺いをさせていただきたいと思います。

○小林議長 総務部長。

○白石総務部長 制度見直しに関する周知についての広域連合の取組についてのご質問にお答えいたします。

被保険者に対する周知の重要性につきましては、ご指摘のとおりであると考えております。そのため、平成29年4月上旬に厚生労働省からリーフレットのひな型が送付されることになっておりますので、それをもとに広域連合においてリーフレットを作成し、区市町村が6月又は7月に送付する保険料額決定通知書に同封の上、143万人の全被保険者に郵送いたします。

また、ホームページや広報誌等で幅広く周知を図るとともに、お問合せセンターにおいても丁寧な説明を行い、十分な周知を図ってまいります。

以上でございます。

○小林議長 保険部長。

○栢島保険部長 すみません、先ほど言い間違いがございましたので、訂正をよろしく願いたいと思います。

軽減特例の見直しについてですけれども、低所得者の所得割額の見直しでは、14万7,000人と申し上げるところを14億ということで、申し上げましたので、訂正のほうをよろしく願います。

○高橋（昭）議員 ありがとうございます。以上で終わります。

○小林議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、戸沢弘征議員。

○戸沢議員 実は私が所属しておりますあきる野市議会でも、後期高齢者の会合の中で、今の高齢者の生活の実態が議論されているかどうかということをあえて私に質問が出まして、今回の一般質問をした次第です。

最初に、後期高齢者の生活実態というのは想像以上に厳しいものがあります。スーパーとか、うちのほうにもコンビニがありますが、夜8時過ぎに食料、おかずが5割引、若しくは3割引でその日に消化するためにお店のほうはサービスをしているわけです。主食の日付がぎりぎりのうどんやパックに入った98円のおかずを購入する買い物客が非常に高齢者の中で多くなっている。こうした状況を考えたとき、後期高齢者の保険料の軽減特例の見直しについて、この議会がしっかりやっているかどうかということを私自身胸を当てて自分に質問しているわけでございます。

年金が毎月6万円未満、これで暮らしているひとり暮らしの方などは本当にどうしていいかわからない。医療を受けたいけれどもお金がかかって受けられないということを私に直接苦情、又は悩みを率直に申し上げておられる方もおるわけでございます。後期高齢者の保険料の軽減特例の見直しについて質問したいと考えたわけです。

私は、平成28年4月4日の第325号の後期高齢者医療制度に関する情報提供をずっと限なく読ませていただきました。しかし、団塊の世代を中心に高齢者が増えることははっきりしているわけです。

そうなりますといかに健康長寿で医療にかからないですむかどうかということが非常に問われるのだろうと思うわけです。

ぜひ、高齢者の医療の実態について、数字ではなくてもっと調査検証して、老後の医療の生活実態の調査をこの議会で行うべきだというふうに思います。

保険料軽減特例のことについては、厚生労働省への要請書なども出して、この後期医療連合議会も頑張っているという、この姿は私はわかります。したがって、そういう角度から説明できるのですが、高齢者の生活の実態はどうかということになりますと、今、テレビでも老人漂流というような形で老年寄りの問題が取り上げられるようになってまいりました。本当に医療のことを考えると、食べるほうが先で、医療のほうを後回しにする。すなわち早期治療、早期発見、この我々の問題提起が受けとめられない高齢者がいるということをあえてここで皆さんにも発表しておきたいと思います。異論があったら聞かせていただきたいと思います。そういう角度で質問をするわけでございます。

○小林議長　それでは答弁を求めます。

総務部長。

○白石総務部長　議員がご質問の高齢者の生活実態に対する認識につきましてでございますけれども、厚生労働省が昨年7月に公表いたしました平成27年国民生活基礎調査概況によりますと、生活意識の調査で「苦しい」と回答した割合は65歳以上の高齢者世帯では58%となっております。

ただ、前年度との比較で申しますと、同様の世帯で58.8%でございましたので、数値的には0.8ポイント減少しているというような実態がございますが、それにいたしましても生活が苦しいと回答した高齢者世帯の割合が非常に高いという認識は持っておりますので、そういった認識を踏まえながら後期高齢者医療制度について今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○小林議長　戸沢弘征議員。

○戸沢議員　私が住んでいるあきる野市、それ以西のところ、日の出町、檜原も入るわけですが、高齢者人口がどんどんふえてまいりまして、困ったと、日の出町は子どもがふえているという問題がありますけれども、そこでこのことを考えてもらいたいと思います。

それは、いわゆる農業者の小作農だった人、しかも80歳になった。小さなお店でせいぜい生活、食べるためのおかずを売っていて、たばこを売っているような小さなお店。ご家庭でやっているような、おじいちゃん、おばあちゃんが窓口でやっているようなお店、そういうお店が多かったわけです。

ところが、あきる野市にある商店のお店を全部足しても、多分日の出町を足したとしてもイオンモールという日の出店ができたので、そのお店の面積よりもイオンモールのほうが大きいです。したがって、何でも買えるということでそっちに行ってしまう。したがって、シャッターがどんどん閉まっています。五日市町なんかはそういう傾向になってきたわけなんです、五日市町というのはあきる野市五日市地区です。

そういうようなことを考えると、本当に高齢者の生活実態を私はぜひ、せっかく出しているニュースがあるわけですから、そういうところにも発表して、どんな努力をしているかも一緒に併記しながら頑張っていただきたい。制度的には東京都も厚生労働省に頑張って交渉していることはわかっておりますので、ぜひ今後この場で高齢者の話がいつもできるような環境をつくってほしいということを提案して一般質問を終わります。

○小林議長 続きまして、通告がございましたので発言を許可いたします。

29番、藤岡智明議員。

○藤岡議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

高橋議員の質問と一部ダブっているようなんですが、来年度からの後期高齢者医療制度につきまして、軽減特例、これを外していくという、一部ありますので、このことについて影響ですが、さっきのご答弁のほうでは所得割のほうにつきまして、14万7,000人、影響額が約14億円ということだったと思います。

それともう1点、今回、被扶養者の保険料、これについても影響が出てくるのではないかと、国制度の移行によりまして、その部分につきまして影響についてお聞かせいただきたいと思います。

実際に、軽減特例につきましては、この間、後期高齢者医療の広域連合の協議会、全国ですね、そこでこの間、年に2回ぐらいですか、要望書、要請書をこの間、国に出してこられたと思います。

その点につきまして、去年6月20日に出された要望書につきましては、低所得者に対する保険料軽減特例措置について、生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合には、激変緩和策を講じること、このように述べてあります。こういう要望書、要請書の内容と今回の軽減特例の廃止につきまして、東京都の広域連合としてはどのような見解を持っておいでなのか、その点についてまず最初、2点伺います。

○小林議長 保険部長。

○栢島保険部長 それでは、まず被扶養者の方の影響でございます。先ほども申し上げましたけれども、人数におきましては、約7万7,000人ということでございます。

影響額につきましては、所得割軽減の対象者と合わせてではないと出ないものですから、合わせて約14億円ということでございます。

以上でございます。

○小林議長 総務部長。

○白石総務部長 広域連合の要望と今回の見直しとの考えはというふうなご質問でございます。この要望につきましては、後期高齢者医療広域連合全国協議会を通じて行ってまいりまして、その内容の骨子でございますが、議員ご指摘のとおり、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、被保険者の負担を最小限

に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることというものでございましたが、現行制度を維持することはできませんでしたが、今回の見直しの内容は、対象となる被保険者への配慮が相当程度なされたものと受けとめております。

以上でございます。

○小林議長 藤岡智明議員。

○藤岡議員 それじゃ、2点目のほうから。

制度の維持はできなかったがということですが、一定程度、現状について考慮することができたというふうなご答弁でありました。しかし、実際の問題として、さっきも影響額、それから影響する人、人数ですよね、そういうことを考えますと、実際には1割の方に大きな影響が出てくると。しかも、ざっと1万円、年間ですよね。1万円の影響が出てくるんじゃないかと。所得割等につきましてね。

それを考えますと、私はやっぱりこの1万円というのは、先ほども戸沢議員のほうから、高齢者の実態ということ、調査はきちんとやれというお話もあったかと思いますが、そういう問題等を含めまして、現実の問題で非常に実態と合わせてみると、年間1万円の支出増というのは、非常にこれは負担増、その負担の重さ、それが非常に重いんじゃないかなというふうに思います。

私どもは、市議団で全世帯数を対象としてアンケートをとって見たんです。それによりますと、去年に比べて暮らしはどうかということにつきまして、現実の問題として暮らしがよくなったというのは、4.6%しかないんですね。暮らしが悪くなったというのが48.2%あります。それから、変わらないんじゃないかというのが41.2%、その誤差は、6.0%は無回答ということであります。そういうことを考えますと、暮らしは本当に悪くなっている。しかも、年齢的にも年金生活をやっている方の方のそうした回答、これが非常に比率が高いわけです。暮らしが悪くなったというね。

そういうことを考えても、非常に今、国の制度でこういうふうに軽減特例、これがなくなってしまうという現実があるわけですが、本当に実際に東京都の連合としまして、そういうことについて、この大変な高齢者、現在でさえ大変な高齢者、これをさらに追い詰める、こういうことにもつながるんじゃないかと思います。

今後の対策としまして、今回の見直しに関して、東京都として独自の軽減策等々を、いろいろな所得割、均等割等々でも示していく、それから、保険料率の軽減ですよね。下げていく、所得割をね。そういうようなことはぜひ考える必要があるんじゃないかと私は述べたいんですが、この辺について見解を伺います。

○小林議長 総務部長。

○白石総務部長 今回の見直しについてでございますけれども、これは制度の安定性を高めるため、また、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、社会保障審議会医療保険部会での3年に及ぶさまざまな議論の末のものでございます。先ほど申しました相当程度の配慮が

なされた部分と申しますのは、均等割の8.5割・9割軽減については、引き続き継続をされたこと。それから、元被扶養者の所得割の賦課につきましても、引き続き検討とするといったような点もございますので、今回の見直しにつきましては、私どもとしてはやむを得ない国の判断であったというふうに受けとめてございます。

また、さらなる保険料の軽減等々の広域連合での対応という部分につきましては、既に保険料抑制のために、特別対策といたしまして、2年間で202億円ほどの一般財源投入をしてございますので、これに加えてさらなる財政負担を区市町村に求めることは、現時点では困難であるというふうに考えてございます。

○小林議長 藤岡智明議員。

○藤岡議員 私は、東京都の広域連合として、本当に都民の後期高齢者の暮らしを守っていく、命を守っていくということでは、この保険料がそのたびに上がっていくということ自身が、重大な問題になっているんじゃないかということを考えているわけであります。そして、この問題につきましても、やはり国や東京都、やっぱりその財政支援といいますか、その辺の仕組みを変えていくということが非常に重要な時期に来ているんじゃないかなと。そういうことを基本的に考えるべきではないかということを考えております。

そういうことについて、軽減措置について、こういう形で廃止をされた部分が出てきたわけですが、これは決して一部分ではないということをきちんと議会の中でも意見があったこと、これを国にも、国の要望、それから東京都のほうの支援についての要望についても、きちんと反映させていたいただきたいと思いますが、この辺についてどのようにお考えになっているのでしょうか。

○小林議長 総務部長。

○白石総務部長 後期高齢者医療制度全体で見ますと、例えば国の調整交付金におきましては、都市部において、特に都の広域連合においては減算措置がされているといったような、財政上の課題もございます。そういった意味も含めまして、財政制度運営上必要な財源についてきちんと措置をしていただきたいという旨は、これから国に対しても東京都に対しても、要望すべき点は要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林議長 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

次に、日程第3、同意第1号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西川広域連合長。

○西川広域連合長 ご同意を賜りたく、ご説明を申し上げます。

同意第1号は、広域連合監査委員のうち、広域連合規約第16条第2項に基づき識見を有する者から

選任した柏崎裕紀監査委員は、その任期が平成29年3月31日に満了することとなります。引き続き柏崎裕紀監査委員が適任と判断し、選任のご同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○小林議長 同意第1号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小林議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は提案のとおり選任同意とすることに決定いたしました。

次に、日程第4、承認第1号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 それでは、議案ファイルのインデックス2をお開き願いたいと思います。

承認第1号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきましてご説明申し上げます。

本件は、特別区人事委員会勧告に準じて、職員の給料表の改正及び勤勉手当の年間支給月数の改正を実施することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、年内に差額支給するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成28年12月16日に、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分させていただきましたことにつきまして、同条第3項の規定により議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小林議長 承認第1号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第1号、東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例から日程第10、議案第6号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の6案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案第1号から第6号までを一括してご説明申し上げます。

議案ファイルのインデックス3をお開きください。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号、常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号は、特別区人事委員会勧告に準じて、平成29年度における職員の勤勉手当の年間支給月数の改正を行うものでございます。

次に、議案ファイルのインデックス4をお開きください。

議案第2号は、職員の給料月額等を引き上げることに伴い、常勤の副広域連合長につきましても、給料月額及び期末手当について、同程度の引き上げを行うものでございます。

続きまして、議案ファイルのインデックス5をお開きください。

議案第3号、広域連合の職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、被保険者数や医療給付費の増加、医療費適正化施策や保健事業の拡充等による業務量増等に対応するため、広域連合職員の定数を63名から65名へ2名増員するものでございます。

次に、議案ファイルのインデックス6をお開きください。

議案第4号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号は、地方公務員育児休業法及び育児・介護休業法の一部改正等に伴い、育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲の拡大、要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限、及び介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないこと、いわゆる介護時間の新設など、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案ファイルのインデックス7をお開きください。

議案第5号につきましても、地方公務員育児休業法及び育児・介護休業法の一部改正等に伴い、育児休業の対象となる子の範囲に係る事項の追加、再度の育児休業ができる特別の事情に係る事項の追加、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件の緩和など、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案ファイルのインデックス8をお開きください。

議案第6号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、高齢者医療確保法施行令の改正に伴い、低所得者に係る保険料軽減（5割・2割軽減）の

所得基準額の引き上げを行うほか、規定の整備を行うものでございます。

以上、6件につきまして、何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林議長 議案第1号から議案第6号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第7号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案ファイルのインデックス9をお開きください。

議案第7号、平成28年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ121億1,999万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1兆2,875億3,122万2,000円とするものであります。補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、3ページ及び4ページに記載の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、例年どおり、平成28年度上半期実績を踏まえた収支見込みに基づき、保険給付費等を精査することにより、その財源となる区市町村・国・都支出金及び支払基金交付金の補正等を行うものであります。

補正の主な内容は、支払い見込みによる保険給付費を増額し、財源となる区市町村支出金、国庫支出金及び支払基金交付金を増額するとともに、財政安定化基金交付金の皆減による都支出金の減額等を行うものでございます。7ページから35ページまでが事項別明細書であります。

以上、誠に簡略な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○小林議長 議案第7号につきまして、質疑及び討論の通告がございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第8号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第13、議案第9号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の議案、2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長 議案第8号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算案及び第9号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案ファイルのインデックス10をお開きください。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、本案は、平成29年度一般会計当初予算につきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億2,342万8,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額は、3ページから4ページに記載の第1表歳入歳出予算のとおりであり、歳入では、区市町村にお願いする事務費負担金である分担金及び負担金が歳入全体の91.9%を占めております。歳出では、職員人件費、事業運営費、医療費適正化事業等の事務費に充てるための特別会計への繰出金である民生費が、歳出全体の88.4%を占めております。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高限度額を3,000万円とするものでございます。7ページから41ページまでが事項別明細書であり、42ページから55ページまでが給与費明細書であります。

次に、議案ファイルのインデックス11をお開きください。

議案第9号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

議案1ページ、第1条第1項のとおり、本案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計当初予算につきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1兆3,113億8,612万1,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの歳入歳出予算額は、3ページから4ページまでに記載の第1表歳入歳出予算のとおりであり、歳入の主なものにつきましては、区市町村支出金が2,627億2,115万6,000円で構成比20.0%、国庫支出金が3,471億8,136万1,000円で構成比26.5%、都支出金が1.096億1,212万4,000円で構成比8.4%、現役世代からの支援金である支払基金交付金が5,822億7,629万9,000円で構成比44.4%となっております。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費1兆3,018億5,227万円でありまして、歳出全体の99.3%を占めております。保健事業費は50億7,521万4,000円で構成比0.4%となっております。

議案1ページにお戻りいただきたいと思います。第2条におきまして、地方自治法第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を800億円と定めております。

9ページから49ページまでが事項別明細書であり、50ページから63ページまでが給与明細書であります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林議長 これより質疑を行います。

議案第9号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、発言通告に基づいて質問をしたいと思います。

初めに、都独自の低所得者対策について質問をします。都広域連合では、国の所得割額の軽減策に加えて都独自の所得割額の軽減策として100%、75%軽減を上乗せして実施しています。この軽減対策に対する広域連合の実施理由、そして評価をお伺いしたいと思います。また廃止したときの影響をお伺いいたします。

2つ目に、この都独自の低所得者対策に対して、各自治体の都独自の軽減策に対する意向の調査されていると思います。どのような状況になっているのか詳しくお伺いしたいと思います。

また、3つ目に、国の低所得者対策の削減廃止が実施されようとしている中で、都独自の低所得者対策として引き続き実施すべきだと考えます。ご所見をお伺いしたいと思います。

大きな項目の2番目です。安心して医療が受けられるようにするためにということで質問させていただきます。

1つ目ですけれども、後期高齢者医療制度が75歳以上で、一人ひとりを被保険者にするということで、保険料の改定のたびに保険料が引き上げられていく。保険料の負担、また窓口負担の大きさは、その被保険者が年金生活者が中心だということで大変厳しい状況になります。保険料を払うと生活が厳しい、また保険料を下げしてほしい、このような声が寄せられている後期高齢者制度ですが、広域連合として被保険者の声をどのように受けとめているのかお伺いします。

2つ目に、被保険者の生活を守り、安心して医療が受けられるようにすることが必要だと思います。後期高齢者医療制度ですけれども、必要な課題は何か、現状で悲痛な声が寄せられているわけですが、どのようにお考えなのかを確認したいと思います。

3つ目に、国や都の被保険者に対する保険料の負担軽減対策が制度の導入以来行われてきました。また、都も拡充して行ってきたと思います。実際にこの現状で、10年目になる、今5期目の28年、29年度の保険料ですけれども、この負担が大きいという観点からも拡充策が求められています。実際にその求められている中で、それを認識した上で実施してきたと思うんですが、引き続き国や都の保険料軽減対策を拡充していく必要があるのではないかと思います、ご所見をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○小林議長 それでは答弁を求めます。保険課長。

○後藤保険課長 初めに、都が独自に行っております低所得者対策について、実施理由と評価、影響でございます。

東京都の所得割の独自軽減は、保険料の所得割額が賦課される方のうち、国の所得割の軽減特例に該当する被保険者の中でも、より所得が低い方の負担軽減のため、平成20年度の制度発足時より実施している措置でございます。低所得の被保険者の保険料負担の軽減に一定の役割を果たしているものと考えてございます。

影響でございます。対象者は約5万4,000人、28年度軽減見込額でございますが、約1億6,000万円となっております。

次に、自治体の意向調査の状況でございます。都の独自軽減策の平成29年度の取り扱いについて、先ごろ区市町村に対して調査をしたところでございます。集計結果でございますが、都独自軽減の継続を希望する団体が最も多く、約63%を占めてございます。

次に、国の低所得者対策の削減廃止に対して、都独自の低所得者対策を引き続き実施すべきとの考えについてのご所見ということでございますが、この取り扱いについては、今回の調査の集計結果を踏まえまして、2月に開催いたします協議会幹事会、及び協議会で協議、決定をしていただくことを予定しているところでございます。

○小林議長 企画調整課長。

○高野企画調整課長 安心して医療が受けられるようにするためにとのご質問についてお答えをいたします。高齢者は年金収入だけの方も多く、経済的に厳しい状況に置かれている方もおられると認識をしております。

こうしたことから、広域連合では、平成28、29年度保険料率の改定に当たりましては、被保険者の負担をできるだけ抑えるため、区市町村からの多額の一般財源の投入による特別対策等の実施や財政安定化基金の活用によりまして、最大限被保険者に配慮をしたものといたしました。今後とも、被保険者の状況に配慮しながら、制度の安定的な運営に努めてまいります。

続きまして、安心して医療が受けられるようにするために必要な課題についてでございます。

我が国におきましては、必要なときに一定の負担で医療が受けられるのは、国民皆保険制度のもと公的医療保険制度で保障されていることによるものでございます。今後も誰もが安心して医療が受けられるようにするため、皆保険制度を支える各種の公的医療保険制度が安定して持続されていくことが重要であると考えております。

続きまして、国や都の被保険者の保険料負担軽減対策の拡充に対するご質問にお答えいたします。

今後も被保険者の増加等による後期高齢者医療制度における医療費の増に対応するためには、制度を支える財源である公費、現役世代からの支援金、高齢者の保険料のバランスを図りまして、制度に

に対する理解と信頼を確保していく中、上昇が見込まれる保険料の負担をできるだけ抑えていく必要がございます。

このために、広域連合では、医療費増を抑制するための自らの取り組みに務めますとともに、国に対しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国庫負担割合の増加や高齢者の保険料率改定方法の見直し、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用する仕組みの維持・継続、更には恒久化の検討など、被保険者の保険料負担軽減のための国の財政支援の拡充を要望しているところでございます。

○小林議長 栗原健治議員。

○栗原議員 ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

低所得者対策は、国のこの後期高齢者医療制度が導入されたときに行った特例軽減策も当然ですが、都がそれに上乗せして行ってきた軽減策もとても大きな役割を果たしてきたと認識しています。資料請求をして、短時間の中で答えていただきましてありがとうございます。国の軽減を受けている方の中で、それに上乗せした東京都の軽減策を受けている方は大体37%ぐらい、その中でもあります。これだけ低所得者に対する手厚い対応が必要だということが、この軽減策を行ってきた大きな理由だというふうに思います。軽減策をしていなければ、国民皆保険制度だというふうに言っても医療からはじき出されてしまうかもしれないという不安の中での対策だというふうに思います。

今回、この都の独自軽減を廃止した場合に、今後どうなるのかというのはありますけれども、保険料が払えない、また生活費を切り詰めるなどの影響が出るのではないかと心配をします。また、被保険者にどのような影響——深刻な影響が出るのか、その点でもしっかりと検証した上で判断しなければならないというふうに思います。

この都の独自軽減策を国の廃止に合わせて廃止をすれば、保険料が払えなくなる被保険者が出てくる。また滞納者や短期証の発行や差し押さえの増につながる可能性もあると思います。この点でのご所見をお伺いしたいというふうに思います。

一括なのでもう少し質問させてください。

あと、各自治体の意向について63%ということで、いろいろな項目を出して調査をされていると思いますけれども、ほかの、実際に国の段階的な廃止がされる中で、国の分も補って現状の軽減策を広域連合独自でやるべきだというふうに答えたところはないのか。全体で理由などを述べる部分もあったかと思いますが、そこの中身についてお伺いしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○小林議長 保険課長。

○後藤保険課長 失礼いたしました。

最初の、保険料の負担が増えることによって保険料を納めることが難しくなることの影響について等でございます。各区市町村から意向調査の返事を頂戴しました。最も区民、市民の暮らしに近い自治体の6割が、現行の都の独自軽減策を継続するという回答を寄せてきてございますので、そういったところを考慮して今後の施策に反映してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、国の肩がわりをして現行水準を継続するという答えがあったのかというところでございますが、1桁の下の方の数の自治体でそういった回答がございました。

○小林議長 栗原健治議員。

○栗原議員 今、今度、都の独自の低所得者対策の意向調査という点で、1桁の下というのは一体幾つなのか正確に教えていただきたいんですけれども、やはりこの低所得者対策、国の制度も合わせて、地域では都の軽減策も合わせて、重要なこの後期高齢者医療制度が、被保険者の高齢者の医療を守る上で重要だということを改めて示しているというふうに思います。

また、国の制度が廃止されようとしている中で継続していくということでは、たとえ国の制度が、5割の部分がなくなったとしても都として独自に行っていくべきだと私は思います。また、そのように決めていけるように議会で決められたらというふうに呼びかけたいというふうに思いますが、この後期高齢者医療制度についての高齢者の実態ですね、私どもも地域でアンケートをしたり、地域を回っている中で、高齢者医療に対する声が本当に数多く寄せられます。その中身は、やはり保険料の負担が重いということと、年金生活をしている中で、各種もろもろの料金が差し引かれる中でゆとりがなくなってきてしまう。これから医療、大丈夫だろうかという不安です。

一例、いろいろと声を持ってきたので伝えたいと思いますけれども、ひとり暮らしで財産もなく、低い年金で自助努力して健康維持をしているけれども、いつまで続くかわからない。また、2人の高齢者世帯ですけれども、3割負担の医療——窓口負担が3割負担になって、後期高齢者医療での負担が重くなっている。これから生活費の不安、またその医療費の窓口負担が高額になるということで生活を苦慮している。この本当に切実な声が寄せられているわけです。

引き続き都の独自の軽減策は意向に沿って実施していただきたいというふうに思いますけれども、各自治体の意向に沿った形でやっていくということを、もう一回確認したいというふうに思います。

あと、この後期高齢者の医療ですけれども、やはり必要なときに必要な医療を受けられる国民皆保険制度ということで後期高齢者が行われているわけですが、保険料を高くしてしまうと保険から外されてしまう。先ほどの質問で、差し押さえですとか、保険料が払えなくなってしまう滞納者をつくり出す危険性はないのかと、短期証の発行や差し押さえにつながるのではないかとということに対してはお返事がなかったというふうに思います。私は、この点では、この今回の軽減策を国が廃止していく中で、負担増で保険料が払えなかったり生活が成り立たなくなってしまうような事態は、絶対にあってはならないというふうに考えます。広域連合として困難になる方の支援を何か考えているの

か、医療抑制につながらないよう、特に負担増になる低所得者の被保険者に対する、何か対応をする必要が私はあると思いますけれども、何かする考えはないのか。保険料について親身になって相談に乗る各自治体の丁寧な相談体制が必要と考えますけれども、今回のこの改定の中で、広域連合として何か考えていることはないのか最後にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○小林議長 保険課長。

○後藤保険課長 初めに、国の特例の見直しの肩がわりを希望する自治体の数でございますが、3自治体でございます。

続きまして、保険料の軽減が見直されることによって、区民・市民の方の負担がふえて保険料をお納めいただくことが困難になった場合、こういった方々について、区市町村におきましては丁寧な納付相談、また場合によっては分割してお支払いに応じるなど、きめ細やかな収納について相談に応じているのは従来から行っているところでございます。必要に応じて、滞納処分等の制度は、制度としてはあるものでございますので、どうしても、払えるのに払わないですとか、そういった事情を斟酌した上で、そういった制度の適用というものはあるものというふうに理解してございます。

また、区市町村が被保険者の方に対して、保険料負担が増えること以外の新たな措置を何か行うことについてお考えであるかという問いでございますが、現時点で各区市町村から新たな代替措置としての何か特別な措置の提案というものは受けておりませんので、現時点でお答えするものは、申しわけありませんが、ないということでご了解を賜りたいと存じます。

○小林議長 以上をもちまして質疑を終結いたします。これより討論を行います。

議案第9号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、栗原健治議員。

○栗原議員 それでは、討論します。

議案第9号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をします。

後期高齢者医療制度における28、29年度、5期目の保険料の2年目の予算であるが、被保険者からも保険料負担が重いという悲痛な声が寄せられ、被保険者の生活破壊につながりかねないところに来ている。保険料の見直しのたびに保険料が引き上がり、被保険者の高齢者の保険料負担が重くなる構造的問題がある。75歳以上の年齢で被保険者を区切り一人ひとり別立てにする医療保険制度では、高齢者の医療の安定は実現しないことは明らかである。

この制度導入に当たり、国の制度として低所得者に対する特例軽減が実施されてきたが、平成29年度において同制度の所得割5割軽減を2割と削減し、次年度には廃止する。元被扶養者の均等割の軽減も削減・廃止していく。この影響は大きい。高額療養費制度の負担増の見直し、入院費、居住費の

負担増の見直しは認められない。低所得の軽減対策の廃止を前提とし負担を増やす予算に反対する。
国の特例軽減に加えて都独自で行っている軽減措置は継続を求めるものである。

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料負担や医療費負担が大変重い制度であり、特に低年金の高齢者にとって過酷であり、国民皆保険の根底を揺るがしかねない。この制度は廃止し、もとの老人医療保険制度に戻すべきである。

以上、反対の討論とする。

○小林議長 以上をもちまして終結いたします。これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者多数でございます。よって、第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号につきまして、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小林議長 賛成者多数でございます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に一任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小林議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
ご協力大変にありがとうございました。

午後3時22分 閉会

議 長 小 林 公 彦

署 名 議 員 木 下 広

署 名 議 員 井 上 耕 志

平成 2 9 年第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果一覧

広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
同意第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	1 月 31 日	同 意
承認第 1 号	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	1 月 31 日	承 認
議案第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 2 号	東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 3 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 4 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 5 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 6 号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 月 31 日	原案可決
議案第 7 号	平成 2 8 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 月 31 日	原案可決
議案第 8 号	平成 2 9 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 月 31 日	原案可決
議案第 9 号	平成 2 9 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1 月 31 日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	中央区議会	押田 まり子	17	葛飾区議会	安西 俊一
2	港区議会	土屋 準	18	八王子市議会	鈴木 基司
3	文京区議会	白石 英行	19	立川市議会	佐藤 寿宏
4	台東区議会	太田 雅久	20	武蔵野市議会	深澤 達也
5	墨田区議会	坂下 修	21	三鷹市議会	栗原 健治
6	江東区議会	山本 香代子	22	青梅市議会	小山 進
7	品川区議会	本多 健信	23	府中市議会	小野寺 淳
8	大田区議会	岸田 哲治	24	昭島市議会	稲垣 米子
9	世田谷区議会	高橋 昭彦	25	調布市議会	井上 耕志
10	渋谷区議会	木村 正義	26	稲城市議会	荒井 健
11	中野区議会	高橋 ちあき	27	羽村市議会	橋本 弘山
12	杉並区議会	小泉 やすお	28	あきる野市議会	戸沢 弘征
13	豊島区議会	木下 広	29	西東京市議会	藤岡 智明
14	北区議会	やまだ 加奈子	30	日の出町議会	東 亨
15	板橋区議会	小林 公彦	31	八丈町議会	土屋 博
16	足立区議会	高山 のぶゆき			